

イマヌエル・カントの政治哲学の現代的意義 - 『永遠平和のために』を中心に -

津守 滋

The Actual Implication of the Political Philosophy of Immanuel Kant
- Centering on *Toward Perpetual Peace* -

TSUMORI Shigeru

Since ancient times people have tried to prevent another war, whenever one came to an end. Some of the peace systems like the Concert of Europe have proved to be relatively effective in preventing another large-scale war in the 19th century. After World War II the so-called theory of Mutual Assured Destruction, based on the balance of nuclear capabilities on both the US and the Soviet Union sides, has contributed to a 'long peace'. After the demise of the Cold War, the world community has not yet invented a reliable security system to cope with new types of security threat such as international terrorism.

Immanuel Kant wrote in 1795 his representative book of political philosophy titled *Zum ewigen Frieden* (Toward Perpetual Peace). His insightful propositions and suggestions on the eternal peace retain validity theoretically and also in the context of practical application in the 21st century.

First of all the idea of *foedus pacificum* (pacific union) became reality in the form of the League of the Nations and of the United Nations, whereas his negating view on the legitimation of war in certain cases authorized in terms of international law by Hugo Grotius is now incorporated in the United Nations Charter. His conviction that the republican system (which is tantamount to today's representative democracy) is more peaceful than authoritarian systems is empirically endorsed by many contemporary political scientists like Bruce Russett. His historical perspective on the *Weltbürgerrecht* (cosmopolitan law) has also acquired growing importance in the international law systems in today's world.

Needless to say, the theory of Kant is not immune from deficiencies and shortcomings, in particular, because of differences in political, economic, and social conditions between the 18th century and today. Apart from those time-bound limitations, there are also some controversial and inconsistent points which many scholars are discussing still today in a lively way. The greatest controversy is Kant's idea of pacific union as a means of combating the state of "the war of all against all".

Whatever imperfections there might be, Kant's far-sighted suggestions for perpetual peace are thought-provoking. Kant succeeded in unifying his political philosophy with moral philosophy and historical philosophy in this masterpiece.

キーワード : 永遠平和、戦争違法論、「民主主義的平和」、「平和連合」、世界市民法

Keywords : perpetual peace, illegality of war, democratic peace, pacific union, cosmopolitan law

1. 総論

21世紀に至るまでの人類の歴史は、戦争と平和の歴史であったと表現できる。大規模な戦争が起こり、多数の人間の生命と財産に甚大な被害が生じるたびに、二度とこのような人為的災害が発生しないようにするためには、どのような工夫をこらせばよいか、知恵を絞り新しい秩序と制度を創造しようとしてきた。そのような秩序や制度の中には、長期間にわたり大規模な戦争を防止する効果を発揮したものもある。しかし、最終的に戦争を防止し永続的な平和を維持することに成功した秩序や制度は、いまだかつてなかった^{1, 2}。

21世紀初頭現在の国際社会のシステムや秩序は、今度こそ戦争、平和、戦争という際限なく繰り返されてきた基本的には負のサイクルに終止符を打ち、永遠平和を確保することに成功するであろうか。第二次大戦後の状況が、それ以前に比べ根本的に異なっている点は、全人類を殲滅することが可能な大量破壊兵器が存在する事実である。この兵器をてこにして成り立った恐怖の均衡が、冷戦時代の「長い平和」を担保してきた。しかし戦後60年間の「相対的平和」に寄与してきた要因は、「相互確証破壊」の仕組みだけではもちろんない。人類に未曾有の惨禍をもたらした第二次大戦の結果、平和のための戦後秩序として生み出されたのが国際連合であり、これを国際経済面で支えてきたのはブレトンウッズ体制であった。そのような制度が前提とする戦争観が、戦争違法論である。さらに地域によってその程度にばらつきがあるものの、国家間の相互依存関係が伝統的な国民国家の変質をもたらす一方、非国家行動主体による国際秩序の形成への参加が著しく進んできた事実も特筆すべきであろう。これを法制面で見た場合、国家法（Staatsrecht）、国際法（Völkerrecht）に加え、世界市民法（Weltbürgerrecht）の重要性が高まってきている³。

以上のような諸要因はすべて、現在の「非戦争の状態」の持続に与って貢献している。冷戦

終了とほぼ同時期に起きたイラクのクウェート侵攻（1990年）やその後の旧ユーゴ等での民族紛争は、冷戦終了に伴う平和へのユーフォーリアを、瞬く間に打ち砕き、さらに今世紀に入って激化した国際テロ活動による新たなタイプの世界平和に対する脅威は、「相互確証破壊」に替わる新たな仕組みを求めている。その仕組みを考える前提として、戦後国連、国際経済機関が果たしてきた役割や伝統的なリアリスト的手法だけでは、永続的平和は確保できないことを認識する必要がある。しかし本稿の目的は、それを論ずることではない。本稿では、今から200年前に上述の制度や思想のさきがけとも言うべき内容を盛り込んだ『永遠平和のために - 一つの哲学的草稿 (Zum ewigen Frieden Ein philosophischer Entwurf)』に代表される、イマヌエル・カントの政治哲学が、如上の21世紀の国際政治状況との関連で、いまでも有効性を持ちうるのか、またいかなる意義を持ちうるのかを検証することにある。

2. 『永遠平和のために』の時代的背景とカントの先見性

カントがこの「平和の書（Friedensschrift）」を書いた1795年10月は、フランス革命の真っ最中（同革命は1789年～1799年）で、普仏戦争を終結させた平和条約であるパーゼル条約を締結した6ヵ月後であった。本書が書かれた直接の動機は、このパーゼル条約が真の永遠平和を確保するに足る国際約束ではないのではないかとの疑念であったとされている^{4, 5}。カントが戦争と平和の問題を中心とする政治哲学の思想を著したのは、本書が初めてではない。それまで『理論では正しいかも知れないが、実践には役立たずという俗諺について』等において、このような問題について、ときには断片的に、ときにはある程度まとまった形で、その問題意識と見解を開陳している。しかし、何千年来人類が考え続けてきたこの問題を、それまで熟成させてきた人生哲学をベースにして根本的、包括的に捉え、かつ具体的な行動計画に結び付け

将来に向かって指針を示した点で、本書は画期的な著作である⁶。

本書を理解する上で不可欠の、戦争と平和に関する18世紀末の思想や時代状況について、まずおさえておきたい。この時代、17世紀初頭の30年戦争後確立された戦争防止、平和維持のための仕組みであるウエストファリア体制が、ほころびや欠陥を露呈するに至っている。ウエストファリア条約(1648年)によって、国内主権と対外主権を柱とする主権国家の思想が確立され、各国の国内の平穩とヨーロッパ世界の安定・平和が確保されることが期待された。しかしその半世紀後北方戦争(1700年~1721年)が起これ、続いてオーストリア継承戦争(1740年~1748年)、七年戦争(1756年~1763年)と続いている。さらにウエストファリア体制に大打撃を与えたのが、18世紀末から19世紀初頭にかけてのナポレオン戦争である。欧州全域を戦争の惨禍にさらしたこの戦争の結果、主権国家間の戦争を防止するためには、国家主権の原理とその並存を前提としながら、追加的ないし補足的な仕組みが必要であると認識されることになった。列強の指導者が1815年にウィーンに参集し、その後「欧州協調」という協議と共同行動のための緩やかな仕組みを編み出したのは、そのような問題意識に基づく。

カントももちろん「時代の子」であり、国民国家の原理やその並存を前提として、本書を書いている。のみならず後述の通り、カントはこのほか国家主権を重視しており、この点を巡ってカントの「限界」や、本書の他の重要なメッセージとの整合性について議論が行われている。ともあれ時代を超えたその先見性は、次の4点に見られる。

まず国際法上の戦争の位置づけである。19世紀クラウゼヴィッツがいみじくも述べたとおり、当時の常識では、戦争は「異なる手段をもってする政治の継続」であった。つまり国際紛争を解決する手段として、戦争は正統性を認知されていた。これを国際法

上理論化したのが、H.グロティウスであった(『戦争と平和の法』1625年)。カントはこのような思想を排し、戦争違法論をその政治哲学の基盤に据えている。

第二に、カントはいわゆるdemocratic peaceの議論を展開している。この議論は第二次大戦後、国際政治理論として、リアリストに対峙する一方の旗頭のリベラルな立場の中で、重要な一角を占めるに至っている。次に本書の核心的部分と言える「平和連合」の提言である。この思想は、カント没後100年を経て、国際連盟(der Völkerbund)と国際連合(die Vereingiten Nationen)に結実している。つまり19世紀の秩序維持のための体制である「欧州協調」を跳び越えて、20世紀に入って実現した人類の叡智の成果物を、はるか以前に先取りし提案している。最後に世界市民法の思想の展開である。20世紀にはいって、ウエストファリア原理に重大な変質が現出しつつある⁷。カントは本書で、Hospitalität(歓待、友好)の観点から、この考えを説明している。

言うまでもなく、本書に盛り込まれた思想は、カントが一生をかけて築き上げた壮大な哲学体系から導き出された政治哲学上の成果であり、カントが強調してやまないrationalistisch(「合理的」ないし「理性的」)な思考の産物である。この戦争と平和を巡る思想は、カントの個人的体験とどのような関係をもっているのだろうか。カントは、例えばプロイセンが、7年戦争によってシレジアを獲得するのに何十万人もの戦死者を出した戦争の惨禍について、つぶさに観察したと思われるものの、自身戦争に参加した経験はなく、また戦争の直接的被害を蒙るような場面にも遭遇していない。7年戦争中居住地のケーニヒスベルクが、ロシア兵に4年間(1758~1762年)占領された際に、大学教授として行政当局のロシア人と頻りに接触しているが、カントを含めケーニヒスベルクの住民はおおむね、占領当局のロシア側とは友好関係を維持しており、彼らに対しルサンティマンを持つ

ことはなかったと言われる⁸。

いずれにしても、自ら戦争の被害を直接受けていないカントが、ときに「熱情的に」平和を希求する姿勢が窺われる箇所も含んだ本書を書くに至った動機については、本稿では十分研究できなかったことを断っておく⁹。ただカントの哲学自体、一生涯一步も外に出なかったプロイセンの小都市ケーニヒスベルクの中で、孜々嘗々として創り上げた「自分だけの窓」から、余すところなく世界の実情を観望した上で構築した思考の結果であることを考えれば、古代から人類が向き合ってきた永遠の問題である戦争と平和の問題について、鋭い問題意識と深い洞察力を持っていたことは、何ら異とするに足らない。のみならずカント哲学の根本的な命題である「人間は道徳的存在」という立場からすれば、その尊厳のみならず存在自体をも脅かす戦争に対して、「熱情」を持って挑戦する嘗為は、極めて当然であったと言えよう。平和を「創出する (stiften)」という表現に、カントの能動性と積極性、さらには平和な世界の創造にかけた意気込みが窺える¹⁰。

3. 『永遠平和のために』の構成

本書は、予備条項 (Präliminarartikel) 6項目、確定条項 (Definitivarikel) 3項目、確定条項の二つの補説 (Zusatz) および付録 (Anhang) よりなるが、この構成は当時の平和条約の形式を踏襲したものと言われている。このうち予備条項は、国家間の平和のための前提条件を掲げているのに対し、確定条項は、平和を確定的かつ最終的に創出するために、いつでもどこでも無条件に満たされなければならない条件が列挙されている。(各各項の概要については、末尾注を参照)^{11, 12}。

4. 戦争違法論

戦争は、第二次大戦の破局を迎えるまで、一定の条件を充たす場合には国際紛争を解決するための正統な手段の一つと考えられてきた。この考え方を国際法上精緻な議論によって体系付

けたのが、H. グロティウスであり、国際政治的には、1648年のウエストファリア条約により、国家主権 (対内及び対外) を認めた当時の欧州主要国間の外交的合意と裏腹の関係にある。それは原則として「一つ的手段」であり、他の手段を尽くした後に利用されるべき「最後の手段 (last resort)」であった。つまり外交交渉のような平和的手段による紛争解決の手立てが存在する場合には、まずその手段を駆使し尽くすべきことが期待されていた¹³。戦争に伴う莫大なコストを想定しただけでも、安易にこのような手段に頼ることを、各国は通常回避しようとしたからである。もっとも、「国際紛争を解決する手段」としてではなく、はじめから侵略的意図をもって武力行使に訴える場合は、平和的解決の手段は無効である。

戦争と平和の問題に関する国際法の体系を構築したグロティウスの理論は、第二次大戦にいたるまで、基本的には有効性を保持し続けた。『戦争と平和の法』は、国際社会の「日常」である戦争を規制することが、国際法の最重要の課題であるとの立場より、第一巻の序章 (プロレゴメナ) の「本著作の目的」において、「放縦なる戦争の制御」のために、「何ものも許されないとか、すべてのものが許されるといふ両極端に対する救済が見出されなければならない」^{14, 15}として、まず「中道・公正な」自らの立ち位置を明らかにした上で、戦争や法の本質を述べ (第一巻)、第二巻では *jus ad bellum* について、第三巻では *jus in bello* を論じている。すなわちその基本的立場は、戦争全肯定論でも全否定論でもなく、戦争を正当原因の存在するものと、存在しないものに識別している。そして前者の正当原因として、防衛、権利の回復、刑罰を挙げている¹⁶。つまり正戦の存在を法的に認知しており、この点でケケロやトーマス・アキナスの主張を踏襲していると言えよう¹⁷。

このような正戦論を掲げる場合、往々にして正当原因があると考えられる側の相手側に対する攻撃が度を越えて残虐なものになる。この点に注目したヴァッテル (1714~67) は、正戦論を

離脱し、*jus in bello*のみを定めた戦時国際法への転換を図った。この立場は、無差別戦争論のそれと言える。

これらの議論に対しカントは、「いかなる戦争もあるべからず」と断じ、「グロティウス、ヴァッテルなど（の説）が、単に哲学的、外交的理論であって、いかなる法的効力も有さないし、有することができないにも関わらず（なぜなら国家は外的強制に服さないから）^{18, 19}、戦争開始の正当化理由として引用される・・・」として、以上のような正戦論、無差別戦争論を批判し、戦争からいかなる正統性をも剥奪したのである²⁰。近代国際法を確立した二人の権威に真っ向から挑戦するカントの姿勢の基底にある確信は、具体的には同じく第二確定条項で、次のように表現されている²¹。

そもそも人間の理性は、「道徳的な立法を行う最高権力の座から」、「法的手続き（*Rechtsgang*）としての戦争」を「断固として処断し（*verdammen*）」、平和の状態（の現出）を「直接の義務」とする。これほど理性と戦争忌避および平和の渴望の関係を直截に表現した言葉も少ない。ここには疑いもなく国際法上の戦争違法論が展開されている。このような強固な立場の前提となる戦争と人間の関係については、常備軍の廃止を内容とする第三予備条項に、次の通り明示されている²²。

「（常備軍において）人間を単なる機械や道具として使う目的で国家の手に委ねることは、我々自身の人格における人間性の権利と相容れないであろう。つまりなぜ戦争を法的手続きとして認めず、処断しなければならないのか、その理由として戦争に駆り出される人間を中心に据えて、その人間としての権利を持った人格から出発しているところに、カントの戦争違法論の特徴があり、このような思想の根源的理由が窺われる。ここに国際関係の秩序維持を主たる動機とする国連憲章や日本国憲法第九条の戦争違法論との発想の違いがある。後者は、人間を中心的視点としているというよりも、主体としての国家と国家の関係に注目した命題だから

である。

もっともカントも、第三予備条項で、外部からの攻撃から自己および祖国を守るために、自発的に定期的に軍事訓練を行うことは、「これとはまったく別（*ganz anderes*）」²³として認めている。つまり間接的に自衛のための戦争を認める点で、グロティウス流の正戦論に接近する。しかしカントの場合、この自衛行為はあくまでもやむ終えない場合の例外的ケースと認められるだけで、前述のような強固な戦争違法論に徴すれば、国際法上の戦争原因としての正当性を、積極的に認めているとまでは解釈しえまい。とは言え、ここでは、常備軍による自衛行為については言及がなく、この場合人間を機械や道具として使うこととの問題をどのように考えるべきかという問題が残る。さらに、自衛戦争をも含めて一切の武力行使を認めないとの立場を、なぜカントがとらなかったかという基本的疑問に対する答えが見出さなければならぬ。この点は、後述するカントの国家観と深く結びついているのではなかろうか。

戦争違法論が現実の綱領として本格的に認知されるのは、1928年の不戦条約および1945年の国連憲章である²⁴。さらに日本国憲法は、第九条第二項において、世界に例を見ない陸海空三軍の戦力の保持の禁止と交戦権の否定を定めている²⁵。仮に日本国憲法第九条の解釈として、自衛戦争をも認めないとの立場に立てば、同条はカントを「越えている」と言えるであろう²⁶。

5. Democratic Peace

カントは、第一確定条項において、「どの国の市民体制（*bürgerliche Verfassung*）も共和制（*republikanisch*）でなければならない」とし、この体制は、「根源的契約（*ursprünglicher Vertrag*）の思想から生じる唯一の体制」と規定している。つまり自然状態（*Naturzustand*）においては、「万人の万人に対する闘争」（*ホップス*）と表現される無政府状態から抜け出すために、「根源的契約」によって、公権力に秩序維持の任務を負わせる仕組みとしての政治体制

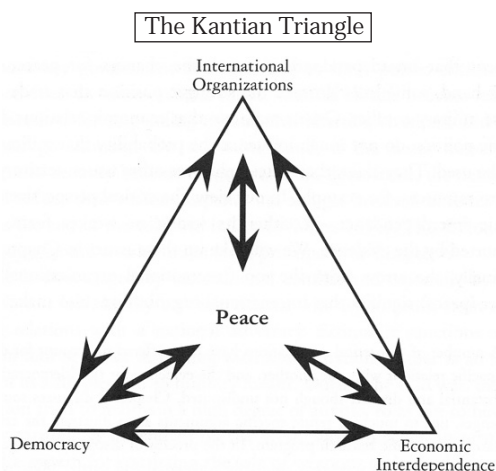
が必要とされるが、この体制は共和的性格を持つものでなければならず、それ以外の体制は、「根源的契約」に反するとの趣旨である。そしてこの体制の三要素として、社会の成員が、(人間として)自由であるとの原理、社会の成員が、(臣民として)唯一の共同の立法に従属するとの基本原則および、社会の成員が、(国家の市民として)平等であるとの法則を挙げている²⁷。

ここで言う「共和的な市民体制」とは、権力分立に基づく代議制民主主義と同義と解される。なぜなら、カントは同確定条項で、「共和制 (Republikanismus)」に関し、「法執行権 (政府) と立法権は分離しなければならない」と明記しているからである^{28, 29}。なおこの条項でカントは、「支配の形式 (forma imperii)」として、君主支配、貴族支配、民衆支配 (民主主義、Demokratie) を挙げ、言葉の本来の意味での民主主義は、必然的に専制主義であるとする。なぜなら「立法者が同じ人格において、同時にその法の執行者になりうる代議制でない支配の制度は、本質的にまともでない形式 (ないし奇形 Uniform) である」とする³⁰。つまりここで言う「民主主義」とは代議制でない支配形態を指していることは明らかであり、現在の代議制民主主義とは、異なるものである^{31, 32}。

その上で、この体制が、永遠平和へ導く唯一の体制であるかどうかと自問している。そして、共和制すなわち民主主義は、「望ましい結果、つまり永遠平和に向けての展望を開く (hat die Aussicht)」ものであるとして、次のような理由を挙げている。共和制の下では、戦争を開始するかどうかという決定は、国民自らが行うが、国民一人ひとりが生命、財産に甚大な被害をもたらすような戦争という、「割に合わない賭け事 (schlimmes Spiel) を始めることに、きわめて慎重になるのは、至極当然である」とする。

他方共和制でない当時の多くの国の政体である王政の下では、自らの生命・財産を危殆に瀕せしめることのない国家の元首は、「とるに足らない原因から、戦争の開始を一種のゲームの

ように決定」する³³。



カントが定立したこのテーゼを吟味し、徹底して実証研究の対象にして、第一次大戦前から現在に至る数多くの武力紛争や戦争の原因の究明を試みたのが、B. ラセットらである。同教授らはその結果をまとめた著作 *Triangulating Peace*³⁴ で、「カントの三角形」のチャート进行分析の出発点に置き (上記図表参照)、民主主義、経済的相互依存関係、国際機関それぞれが、およびこれら三者間の相互作用が、平和と戦争の問題に如何に作用するかを、膨大な統計を駆使して解明しようとしている。その作業の結果基本的に実証された、「民主主義国家どうしは、まれにしか戦争しない」という democratic peace の理論は、「あまねく (universally) 認められているわけではないにしても、一般的には (generally) 承認されている」とする^{35, 36}。

この三角形の各角 (柱) の一つに位置する国際機関については、第二確定条項の「平和連合」を扱う次章で取り上げる。残る角 (柱) の一つである経済的相互依存関係については、確定条項の第一補説で、次の通り述べている。「『商業精神・通商精神 (Handelsgeist)』は、戦争と両立できず、遅かれ早かれ各国民を支配するようになる。そしてその理由として、「国家権力に従属する力 (手段) の中では、金力 (Geldmacht) が最も信頼のおけるもの」とであるとす

る³⁷。18世紀末の段階で、産業革命に成功して近代的経済発展が軌道に乗り始めていたのは、イギリスだけであった。しかしカントは、いずれ他の国もこの経済的先発国を追って産業革命に次々と成功し、世界（ヨーロッパ世界）全体の経済発展と通商の活発化による経済的相互依存関係の深化が見込まれ、これが世界平和にポジティブな影響を与えることを、予測していたのであろう。ただハーバーマースも指摘するように、この予測どおりの結果が、19世紀以降直線的に生まれたわけではない³⁸。

本章では、確定条項およびその補説から導かれる「民主主義、経済相互依存関係および国際機関を三本の柱とする三角形からなる世界平和の構造」³⁹のうち、主としてB・ラセットらの前掲書に依拠しながら、民主主義の柱を中心に考察する。これら著者は、右著作はカントの上記平和構造からインスピレーションを得たものであるとしつつ、同時に現在および過去の理論と実証研究の結果が、カントの理論の正しさを裏付けているとしている⁴⁰。

なお、民主主義が平和指向であるとしても、現実にはこの要素は通常単独ではなく、他の二つの要素（柱）などと複合的に作用することは言うまでもない。またここで論じるdemocratic peace論の主体は国家であり、近年世界平和のために非政府機関（NGO等）が果たしている重要な役割（例えば民主主義や平和を促進する上でのNGOの貢献）については、考察の対象外であることを断っておく。

B・ラセットらはまず、第二次世界大戦後の世界の平和を構想したK・アデナウアー、J・モネ、R・シューマン、デ・ガスペリらは、この大戦が、ドイツ、日本、イタリアという強権的、全体主義国家によって引き起こされた経験の反省の上に立って、何よりも「民主主義の促進」を重視した事実を挙げている⁴¹。ブトロス・ブトロス＝ガリ元国連事務総長は、経済的要素を加え、民主主義と平和の連関性を次のように強調している。

「民主主義が欠如していれば、持続的経済成

長は期待できず、他方経済発展がなければ平和は持続しない。これら三つの要素（民主主義、経済発展、平和）は、相互に関係している事実が、ますます明らかになってきている」⁴²。

ところで、「民主主義国家どうしはまれにしか戦争をしない」というテーゼについては、他国との関係を表現しており、民主主義国家それ自体が平和的であるかどうかについては、直接言及していない。民主主義体制をとっている国を個別に取り上げた場合、そうでない国に比べ、より平和的であるとは必ずしも言えないとの見解の方が多い⁴³。

翻ってカントの議論の核心部分は、民主主義国家どうしという組み合わせ（dyad）について展開されているのではなく、民主主義国家の国民は、自らに災厄のふりかかるような「賭け」を忌避するであろう、つまり民主主義国家自体平和的であるとする。しかし、民主主義国家の国民が平和を渴望する場合であっても、国家（政府）どうしの関係が敵対的であるときには、国民の意思が十分反映されないまま武力紛争が生じる例は歴史上枚挙にいとまがない。また多くの国民が国家主義的傾向を帯びる場合や国論が分裂している場合には紛争が生じやすい。このような事例は、B・ラセットらがこの著作で数多く挙げている実証的ケースを待つまでもなく自明である。

とはいえこれまでの数多くの戦争や武力紛争の事例を検証した結果として、一般的には国内体制が民主主義的である場合の方が戦争に訴える場合が少ない事実を、B・ラセットらは本件著作で実証的に証明している⁴⁴。

democratic peaceの理論に対しては、リアリストの陣営から反論が見られるが⁴⁵、カント自身、ときには強大な力が戦争を防止するために必要であるとのリアリストの考えに、一定の理解を示している。しかし同時に、ホブズもリアリスト的考えに基づく平和は脆弱であることを認めているとし、そのような理論はそれだけでは完全なものではなく、国際関係の多くの重要な要素を見逃しているとする^{46, 47}。

B. ラセットらはこの実証研究で、第二次大戦後のみならず、比較的民主主義国家が少なかった1886年から第二次大戦が始まる1939年までの間においてさえ、この間に起こった数々の戦争を詳細に検討した結果、おおむねdemocratic peaceの理論が該当すると結論している⁴⁸。

B. ラセットらはこのような実証研究の結果、次のような結論を出している⁴⁹。

民主主義国家どうしは、他の組み合わせの場合よりもはるかに平和的である。民主主義国家は、他の政治体制の国よりも、それ自体一般により平和的である。もしある強権的な国が民主主義国家に変化すれば、他の民主主義国家との紛争は、劇的に減少する。

他方上記の場合でも、他の強権的な国家との紛争の増減には、影響を及ぼさない。

政治体制の変化そのものが平和を脅かすのではないかとの仮定は、証明されていない。

6. 「平和連合」

世界平和を作り出す (stiften) ためにカントが具体策として提示したのが、本書の核心的部分とも言うべき第二確定条項の「平和連合 (foedus pacificum)」である。そのタイトルの表現(「国際法は、自由な諸国家の連合 (Föderalism) の上に築かれなければならない」)の文言のうち、「自由な諸国家 (freie Staaten) は、ドイツ語では、「共和国 (Republiken)」と同義である⁵⁰。つまりここで言う「連合」、つまり「平和連合」は、「共和国の平和連合」を意味し、この点で第二確定条項は第一確定条項に連結される。

このような構想の前提となる国際社会の状態についてのカントの認識は、無政府社会 (anarchical society) であり、この無政府状態に秩序をもたらす最良の方法として、並存する主権国家に対し、上からの、ないし外部からの公権力としての「世界国家 (Völkerstaatまたは Wel-

trepublik)」の創設を理論上想定した。そしてそれを、「一般的命題としては (in thesi)」、正しいと認めている。けだし国家間の関係を個人間のアナロジーで捉えるカントの前提条件から出発すれば⁵¹、無秩序な自然状態から脱出するためには、どちらの場合も何らかの公権力が必要とされるからである。事実本書の2年前には、「(すべての国家は) 公共的で強制力のある法規に基づく国際法 (に従わなければならない)」として、「普遍的で全ての人々からなる国家」を想定していた⁵²。しかし本書では、これと「平和連合」を区別している。そして各主権国家は、「実際には (in hypothesi)」そのような「世界国家」を拒否するとして、このような「積極的な理念 (positive Idee)」に替わって、「消極的代替物 (negatives Surrogat)」として「絶えず拡大する連合 (Bund) をもって戦争を防ぐこと」を提唱する。カントは、このような結論を出すに当たって、なぜ「世界国家」に同意できないのか、次のような理論的根拠も掲げている。すなわち「諸民族 (Völker)」は(言語、宗教など)多くの点で異なったそれぞれの複数の国家 (Staaten) を構成しており、これらが単一国家に融合すべきでないのであれば、検討すべき問題は、いかにして諸民族相互間の(関係を律する)法が定められるべきか」であるとする。つまりカントは、アプリアリに国家主権を重視しており(第二および第五予備条項などにも示されている)、当然の帰結として「世界国家」の思想とは相容れない立場をとることになる。換言すれば、一見現実政治(つまり各主権国家は主権の放棄を望まない)に政治的に妥協するがごとき上述の記述も、実はカント自身の信念に基づくものであったと解釈できよう。これらの点については、第二確定条項に加え、第一補説、付録の記述ともあいまって、現在もカント研究者を中心に、後述のように活発な議論が行われている。なお上述のような「世界共和国」と「世界連合」の間の動揺については、ヘッフェが言う「規範主義的誤謬」がつきまとっているとの指摘もある。⁵³

「連合 (BundあるいはFöderalität⁵⁴)」の構想が、20世紀に入って二つの世界大戦後創設された国際連盟 (der Völkerbund) および国際連合 (die Vereingten Nationen) のそれを先取りしていたことは明らかである⁵⁵。現に国際連盟の提唱者であるW. ウイルソン米大統領は、カントの思想を研究している⁵⁶。また第二次大戦後欧州に現出した共同体であるECあるいはその後進のEUも、その基本的な考えはカントが提唱した「連合」のそれと同一であると言える。これらはいずれも、「根源的契約」に基づいているのではなく、各加盟国間の約束、つまり条約に基づいて創設されており、また各加盟国も、国家主権の一部をこの連合に移譲する場合を含め、加盟に当たって主権国家としての法的主体性と整合性を考えた国内法的な手当てを行っている^{57, 58}。

以上のようなカントの所説との関係で、カントの国家観について検討を進めたい。カントの国家観を表す表現としてしばしば引用されるのが、確定条項第一補説の次の箇所である。

「国際法の理念は、多くの互いに独立している国が、隣接しながらも分離 (Absonderung) していることを前提とする。そのような状態は、(もしこれらの国々の連合的結合 (föderative Vereinigung) が敵対関係の勃発を予防しないならば) それ自体すでに戦争状態と言えるが、にも関わらずこの戦争状態の方が、他の国々を圧倒するような世界王国 (Universalmonarchie) よりも望ましい。なぜならば、法は、統治の範囲が広がり過ぎるとその強固な力を失い、このような魂のない専制主義は、善の芽を根こそぎにしてしまっ、結局は無政府状態に陥るからである」⁵⁹。

このように主権国家の並存を積極的に認める立場を前提としつつ、並存している国々は、「互いに憎しみ合い、言語や宗教の違いなどを戦争開始の口実とするが、しかし結局は成長する文化および原則において一致する方向に人間が漸進的に接近していくことによって、和解による平和な状態に導かれる」とし、さらにこの

平和な状態は、力のある国が他国を弱めることによってではなく、「諸国間の活発な競争を通じ均衡がもたらされることによって」、確保されるとする⁶⁰。この本質的に予定調和的な楽観論は、第一補説の次の書き出しで、「運命 (Schicksal)」ないし「摂理 (Vorsehung)」として説明されている⁶¹。

「永遠平和を保証するのは、自然という偉大な芸術家 (natura daedala rerum) 以外の何者でもない。この自然の機械的過程から、人々の意思に反してでも彼らの対立を解消し合意を生み出す目的が明らかに看取できる」。

このような楽観論を前提にした具体的提案としての「平和連合」に関して、現在ドイツの3人の学者の意見を紹介する⁶²。

(1) M. ルッツ - バッハマン・フランクフルト大学教授

カントは、すべての国家の主権を無条件に承認する結果、専制国家に対してすら、法治国家として最低限の承認を与えているように見えることは驚きである。

個人間の関係と国家間の関係のアナロジーに依拠するのであれば、その帰結として「平和連合」ではなく、「諸国民統一国家 (世界国家)」の構想が導かれるべきであろう。すなわち、国家法とのアナロジーとしての諸国民間の新たな平和の法は、憲法に基づく権力の分立を最小限備えた新たな共通の国家体制 (Staatswesen) の設立だけを、その目的とすべきである。

カントは、「世界国家」が「一般的命題として」、つまり理性法上正しいと認めながら、国家主権を重視するあまり、はじめに明らかにしたこのような立場から後退し、現実政治に期待できる行為から出発するというレベルにまで、議論を引き下げている。

結論としてルッツ - バッハマン教授は、次の通り述べる。「カントは現実政治を踏まえた政治的な実践として、『平和連合』の構想を打ち出したが、(「世界国家」でない) この構想が、

カント自身の理性法の諸前提と相容れないことは明らかである。とは言え現実政治に関するカントの洞察は、段階的に理性法に従って「世界国家」の方向に向かって進む、歴史哲学的なパースペクティブに合流し、世界市民の新たな組織を築くための種々の条件を提示する上で、間違いなく役立ちうる。

(2) O. ヘッフェ・チュービン大学教授

「平和連合」を巡るカントの論述に矛盾があるかどうか、これまでカント研究者の間でも活発に議論されてきたとしつつ、結論として、同教授自身矛盾の存在を認めているように思われる。すなわちカントの理性法を突き詰めれば、次のような結論になるとする⁶³。

ホッブスやルソーが個人の関係においてのみ自然状態を認めたのに対し、カントが国家関係においても自然状態を認めたことは、新機軸である。

この状態に法的安定性をもたらす(つまり自然状態を克服する)ために何をなすべきかが法道徳的任務として問われるが、確定条項のタイトルおよび第一確定条項に従えば、それ自体共和制をとる各国家間の関係もまた「共和的」でなければならない。

つまり創出されるべき平和を保障する体制は、「共和国の共和国 (Republik von Republik)」または「共和国共和国 (Republikenrepublik)」である。これら「共和国」はもちろん公権力(あるいは国家性 (Staatlichkeit))を持つ。

しかしもともと国家間の自然状態は、「残余自然状態 (Restnaturzustand)」であることにかんがみれば(各国民国家は、国家法によって国内の自然状態を克服している)、この国家性は、それに応じた「残余権限 (Restzuständigkeit)」しか持ちえない。

つまり主権国家は第一義的国家 (Primärstaat)、国家間の国家は第二義的国家 (Sekundärstaat) と呼べるであろう。

(3) J. ハーバーマース・フランクフルト大学名誉教授

同教授は、「カントの理論構成の矛盾は明らかである」として、手厳しく次の通り述べる⁶⁴。

『永遠平和のために』を著す2年前にカントは、社会契約によって個人間の自然状態に終止符が打たれるように、好戦的な国家間の自然状態にも終止符が打たれるべきであり、この目的のため「普遍的で全ての人々からなる国家」を想定していた⁶⁵。

しかし2年後の『永遠平和のために』では、「平和連合」と「全ての人々からなる国家」を区別するようになった。前者は国家の自発的行為に基づく「自由なアソシエーション」であって、法的拘束力がないのに、いかにして(平和を)保障するのが明らかにされていない。

この構想の特徴は、「恒久性(常設性)」だけで、共通の目標を優先するよう義務付けられていると成員が感じるという点で、一時的な同盟と区別されるべきとされている。しかしもっぱら各国政府の道徳的な自己拘束を信じるほかないとの立場と、カントの時代の政治の露骨なりアリスティックな描写と一致させることは、ほとんど不可能である。

明確なパワー・ポリティクスを支持する諸国家から成る「平和連合」の創設と維持について、道徳的動機付けを信じることは困難である一方、カントがこの課題を克服するため提唱するのが、世界市民的意図での歴史哲学である。しかしそれも「自然の意図」から導き出された「政治と道徳の一致」⁶⁶を、もっともらしく見せようとしなければならないような代物である。

以上の3人の碩学の見解を踏まえて、改めて第二確定条項を中心とするカントの国家論と「平和連合」の提案について考察し、筆者なりに以下の通り整理してみたい。

ウエストファリア条約によって認知された国家の属性、すなわち対内主権と対外主権を前提とする限り、主権国家の並存

する国際社会は、本質的に無政府状態である。(ただしこの条約による主権国家の確立は、30年戦争が終わった段階での欧州の状況を踏まえて、平和を維持するために考案された積極的な意味を持つ国際秩序であった歴史的事実は、強調されてしかるべきである)。

本質的に無政府状態の国際社会に平和を創出するための最良の方法は、諸国家を上から(外部から)統治する公権力の存在、つまり「世界政府」の樹立である。個人間の自然状態を克服するための公権力である国家権力とのアナロジーを前提とする場合の帰結も、同様である。

ただしその場合の国際社会の公権力は、その成員である主権国家がすでに各国家の段階で克服した自然状態以外の自然状態を対象とした公権力だけでよい(上記ヘッフェ教授の「Restnaturzustand」に対応する「Restzuständigkeit」)。

とは言え、各主権国家にその同意なしに一部たりといえども主権を放棄させることは、21世紀の現在でも期待できないことを考えれば、200年前のカントがこのような政治的現実を踏まえた構想(「平和連合」)しか打ち出せなかったことは、むしろ当然と言うべきであろう。

カントはしかし、(i) 1973年に出した『理論では正しいかも知れないが、実践には役立たずという俗諺について』において、「世界国家」の必要性を強調していたこと、(ii) 2年後の『永遠平和のために』では、「平和連合」に後退したものの、依然として「一般的命題として(in thesi)」ではあれ、「世界国家」を理念上想定していたこと、さらに、(iii) 後述のように、世界市民的発想(これは「世界国家」に通じる)を強力に打ち出していたことを考えれば、パワー・ポリティクスが支配的であった当時の政治的現実の中で、やはり画期的かつ先見的な洞察力を示して

いたと言えるのではなからうか。

7. 「世界市民的世界」に向けての展望

第三確定条項は、歓待(友好 Hospitalität、Wirtbarkeit)に関連した訪問権(Besuchsrecht)という形で、世界市民法(Weltbürgerrecht)について説明している⁶⁷。冒頭、「世界市民法は、一般的な歓待の条件によって制約を受けなければならない」としているが、この文言は、「制約」に重点があるのではなく、外国に旅行した者は、敵対的行為をしない限り歓待されなければならない、すなわち訪問者が「訪問の権利」を有することを強調したものと解される。「地球のいかなる地点においても、ある者が他の者よりも多くの権利を有するものではない」との文言は、主権国家が併存する18世紀の世界にあって、国境を越えて個人の普遍的権利を認めた点で、驚嘆に値する主張である。またカントは、このような権利を認め合うことによって、「世界の遠く離れた地域が平和的な関係に入り、ついにはそれが公的法的関係になり、人類が世界市民的体制にますます近づいていくことになる」としている^{68, 69}。

これはあたかも、グローバル化が進み、同時に世界市民の概念が地歩を固めつつある21世紀の現在の状況を視野に収めているかのごとき卓見であると言わねばならない。それでは現在この現実の流れに即応した世界市民法が存在するのであろうか。ヘッフェは、世界市民法を、個人と第三国政府の関係を規定する法と定義しているが⁷⁰、この定義にしたがえば、国連人権規約Bの選択議定書の規定などが、それに相当すると思われる。またルッツ・パッハマンやハーバーマースは、世界市民法には、国民国家に対抗するその国の国民の権利が含まれるとする⁷¹。日本国憲法の規定(例えば基本的人権)で、憲法改正によっても侵すことができないものが存在するとの立場に立てば、そのような規定は、世界市民法の性格を持つと言える⁷²。ただし世界国家が存在せず、全ての法規範が、どのような形であれ主権国家の権力の同意・承

認なしには制定されない事実に注目すれば、厳密な意味での世界市民法ははまだ存在しないと考えることも可能であろう⁷³。

8. まとめ

以上見てきたカントの政治哲学は、多くの点で空間的広がりを持つとともに、100年、200年後の世界に向けて指針を示した時間的縦深性を有していると言える。この点でカントの先見性をいくら強調しても強調しきれない。またカントの『平和の書』は、『世界市民という観点からみた普遍史の理念』、『人類の歴史の憶測的な起源』、『万物の終焉』と続く歴史哲学を締めくくる総括的著作であると考えられ、このなかで、カントの歴史哲学、道徳哲学、政治哲学が、見事に結びついていると言える⁷⁴。日本においては、早くも明治20年(1887年)に、中江兆民がサン・ピエールと共にカントの本書の内容を詳しく紹介しているし、第一次大戦後に朝永三十郎や南原繁によって、この書に凝縮される平和構想に、カントの批判哲学の真髄を見出すとする解釈が相次いで提出されている^{75, 76}。

この書を記述的側面と規範的側面に分け、前者はその後の世界の変化によって時代遅れになっているが、後者については今も有効性を維持しているとするなど、種々評価の仕方があるが、カントの政治哲学の作品が、今もactualityを失っていない事実は、これらの作品と現在世界の関係をめぐって年々活発な議論が展開されている事実一つとってみても明らかである。そして、カント没後2世紀を経た21世紀の今日、カントを追い越したものがある反面、カントが示した未来のブループリントのうちいまだ実現されていない問題が残されていることもまた事実である。つまり人類は、カントが先見した世界のすべての段階にまで、いまだ到達していないと言って差し支えないであろう。

【注】

総論

1. 世界初の本格的平和条約は、古代エジプトのラムセス3世とヒッタイトのハットゥシル3世の間で結ばれたものである。(紀元前1270年ごろ)。
2. たとえば「欧州協調」は、19世紀を通じ、大戦争を阻止する役割を果たしたと言える。
3. Kants Werke VI, *Die Metaphisik der Sitten*, 311. 『永遠平和のために』の時代的背景とカントの先見性
4. サン・ピエール(Abbé de Saint-Pierre)は、1713年に著した*Project de paix perpetuelle*で、欧州諸国による永久的な議会を、「永久的な平和条約」によって設立することを提言、カントはこの論文の題名や形式を借用している。ただ、前者の論文の相手が君主や支配者であったのに対し、カントは世界中の啓蒙された市民からなる公衆を対象とした。ジェームス・ボーマン+マティアス・ルッツ-バツハマン編 舟場保之+紺野茂樹+田辺俊明訳 J. ボーマン+M. ルッツ-バツハマン著「序章」「『カントと永遠平和』」2006年 未来社 7頁。
5. 本書の執筆動機と関係するバーゼル条約の締結の経緯や、ポーランド分割問題を含む当時の欧州列強間の関係については、山根雄一郎が詳述している。山根雄一郎著「平和の形而上学」『カント哲学のアクチュアリティ』ナカニシヤ出版 2008年 186~193頁。
6. O.ヘッフェは、「平和」は、哲学ではしばしば継母的に扱われてきたが、カントにおいては、政治哲学のみならずその全思想の基本的動機になっている、カントの死後何年かはこのテーマは哲学者の間で議論されてきたが、その後はドイツ観念論の中で後景に追いやられた、とする。Höffe, Otfried; *Königliche Völker - Zu Kants kosmopolitischer Rechts- und Friedenstheorie*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 2001, 164-166.
7. 田中明彦著『新しい「中世」』1996年 日本経済新報社。
8. 「ロシアの占領は、ケーニヒスベルクにとっては、おおむね悪いことではなかった。ロシア人に対し、若干の教授は距離を置きつつも、カントを含め多くの教授はロシア人と信頼関係を造っていた」。Kühn, Manfred, *Kant - eine Biographie*, Deutscher Taschenbuch Verlag, München, 2007, 139.
9. O.ヘッフェは、「通常冷静なカントが、哲学者に許される限りの全ての情熱(Pathos)を傾け

て、戦争を拒否している」とする。Höffe、Otfried: *Völkerbund oder Weltrepublik? Immanuel Kant Zum ewigen Frieden*, hrsg. v. O.Höffe, Berlin, 2004, 112.

10. 「stiften」という語は、古い教会関係の制度に由来し、お互いがお互いに提供しあう、貢献しあうことを含意する。すなわちカントはわざわざこの単語を用いることにより、平和は国民全体が創り出すものであるとの強い思いを示そうとしている。Gerhardt, Volker: *Immanuel Kants Entwurf >Zum ewigen Frieden<*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt 1995, 74.

『永遠平和のために』の構成

11. Gerhardt, Volker: ebd., 79.

12. 構成の具体的内容

第一章 予備条項 (Präliminarartikel)

第一条項；平和とは、一切の敵意が消滅することで、将来戦争が再発する種を残した条約は、休戦協定であって平和条約とは言えない。

第二条項；道徳的人格である国家は所有物や財産ではない。

第三条項；常備軍はときとともに廃止しなければならない。無制限な軍部拡大を招き、先制攻撃の原因になるのみならず、人間を機械や道具として使うことになり、それ自体目的である人間性と調和しない。ただし国民が自発的に外敵から国を守る場合は別である。

第四条項；戦争国債は認められない。

第五条項；他国の政治体制や政府に暴力で干渉してはならない。

第六条項；戦争遂行時にも、将来の平和時における戦争当事者間の信頼関係が損なわれるような行為は慎まなければならない。

第二章 確定条項 (Definitivartikel)

第一条項；各国の市民体制は、共和制でなければならない。

第二条項；国際法は、自由な諸国家の「連合」でなければならない。

第三条項；世界市民法は普遍的な款待の諸条件によって制約を受けるべきである。

確定条項の補説 (Zusatz)

第一補説；「偉大な技巧家」としての自然の意図は、人間が永遠平和に進むよう「保証」を与えている。商業精神は、戦争とは相容

れない。

第二補説；国家は、平和や戦争の問題について、哲学者に自由に発言させるべきである。

付録 (Anhang)

道徳が政治に合わせるのではなく、政治が道徳に合わせるべきである。公表できないような政治は不正である。

戦争違法論

13. 国連憲章第6章 (紛争の平和的解決) 第33条は、紛争の平和的解決の方法として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極を挙げている。

14. H. グロティウス著、一又正雄訳 『戦争と平和の法』第一巻 序言 巖松堂 1950年 18頁。

15. 中江兆民の『三酔人経綸問答』(1887年)には、次のような一節がある。

(洋学紳士)「・・・(日本は)文明の運に於て後進なる一小邦にして、頭を昂げて亜細亜の辺陲より崛起し、・・・専ら道徳の学を究め、工伎の術を講じ、純然たる理学の児子と成るに於ては、彼文明を以て誇る欧州諸国の人士は、心に愧ること無き乎。・・・我れの兵備を撤するに乘じ、悍然として来寇する時は、吾儕尺寸の鉄を帯びず、一粒の弾も挟さず、迎えて之を礼せば、彼果て何事を為す可き乎。・・・」(これに対し豪傑君)「君は狂せしに非ざる乎。狂せり、狂せり。・・・」中江兆民著 『三酔人経綸問答』岩波文庫 1965年 123~125頁。

16. H. グロティウス著 前掲書 第一章 戦争の原因 245頁。

17. 山内進編 『正しい戦争という思想』 勁草書房 2006年 21~23頁。

18. 山本草二は、国際法の実定法規性について次のように述べる。「十七世紀いらい、・・・国際法は、国際社会で諸国が事実上適用し遵守している道義または儀礼にすぎず、実定法としての拘束を持つものではない、と主張するものがあった(ホブスなど)。・・・国際社会には、立法権も・・・適用または執行される統一権力も実在しないというのが、その理由である。今日でも、(このような主張も)ないわけではない。しかしこのような立場は、法の機能について特定的前提をおくものであり、国際社会の構成単位としての国家の存在理由と国家間の合意

- に基づく国際法の特種な機能に着目してない。山本草二著『国際法 新版』有斐閣 1994年 28頁。
19. 中江兆民の前掲書には次のような一節がある。「・・・近時佛蘭西の理学士エミール、アコラースは、其諸種法律の区別に於て、世の所謂万国公法（筆者注 国際法）を取りて之を道徳の中に列して、之を法律の中に列せず。・・・（万国公法は）既に施行に任ずる法（が）無く、又懲罰を司る公吏無し・・・」前掲書 156頁。
20. Höffe, Otfried: ebd., 112.
21. Kant, Immanuel: *Zum ewigen Frieden Ein philosophischer Entwurf*. Fischer Verlag, Frankfurt am Main, 2008, 166.
22. Ebd., 154.
23. Ebd.
24. 「不戦条約」（1928年）は、「国際紛争解決の爲の戦争」、「国家政策の手段として行う戦争」を禁止していたが、禁止に反して戦争に訴えた国がどのように制裁されるかについては規定していなかった。これに対し国連憲章（1945年）では、「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止しつつ（第2条第4項）集団安全保障制度による武力制裁（強制措置）や個別的・集団的自衛権による武力行使が認められている（第7章）。
25. 戦争放棄の系譜については、樋口陽一ほか著『憲法』、青林書院、1994年 138～142頁参照。この中で、フランス革命時に制定された憲法以来の戦争放棄の系譜につき説明しているが、戦力不保持についての先例はないとする。
26. 日本国憲法第九条の解釈として自衛権に基づく武力行使を認めないとする立場については、宮澤俊義著『日本国憲法』日本評論新社 1961年 165～168頁。
- Democratic Peace
27. Kant, Immanuel: ebd., 159～160.
28. Ebd., 162.
29. Russet, Bruce and Oneal, John: *Triangulating Peace - Democracy, Interdependence, and International Organizations*, W.W. Norton & Company, Inc., New York, N.Y. 2001, 29.
30. Kant, Immanuel: ebd., 162.
31. Gerhardt, Volker: ebd., 90.
32. 民主主義の定義に関して、B. ラセットらは、何が民主主義かについて定義するのは簡単でないとし、それは「程度の問題であって、何らかの種類（kind）ではない」とする。Russet Bruce and Oneal, John, op.cit. 44～45.
33. Kant, Immanuel: ebd., 161.
34. Russet, Bruce and Oneal, John, op. cit.
35. Ibid., 40.
36. Höffe, Otfried: ebd., 125.
37. Kant, Immanuel: ebd., 180.
38. Habermas, Jürgen: *Kants Idee des ewigen Friedens aus dem historischen Abstand von zweihundert Jahren Frieden durch Recht, Suhrkamp - Taschenbuch Wissenschaft, Frankfurt am Main, 1996, 13.*
39. Russet, Bruce and Oneal, John: op.cit., 35.
40. Ibid., 10.
41. なおB. ラセットらは、第一次大戦の原因についても、プロシヤ、ハプスブルク、ロシアの強権主義的体制と関係していると説明している。Russet, Bruce and Oneal, John: op.cit., 41.
42. Ibid., 33.
43. Ibid., 47.
44. ハーバーマースは、19世紀以降の民族主義の信念に燃えた兵役義務者が、祖国のために戦うという状況を、カントは想定できなかったが、その後の歴史・統計的研究は、民主主義国家は権威的国家より戦争をする頻度は少ないことを示しているとする。Habermas, Jürgen: ebd., 12.
45. Russett Bruce and Oneal John: ibid., 60.
46. Ibid., 90.
47. カントは、その国家観や人間の本性（利己的な）についての観方を根拠として、しばしばリアリストであると解釈されるが、同時に自由通商の考えなどを捉えて、ネオ・リアリズムに属すると見られることもある（*Routledge Encyclopedia of International Political Economy*, edited by R.J. Barry Jones, 864, 865）。
48. Russett Bruce and Oneal John: ibid., 112.
49. Ibid., 122.
- 「平和連合」
50. ドイツ連邦共和国のバイエルン州など独立性の強い州は、「Freier Staat（共和国）」と呼ばれている。
51. Höffe, Otfried: ebd., 114.
52. Kants Werk, Akademie Textausgabe VIII, *Über das Gemeinspruch; Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, 312, 313.
53. 小野原雅夫「平和の定言命法と平和実現のため

- の仮言命法』『ドイツ哲学の意義と展望』 日本カント協会編 理想社 2006年 79頁。
54. Kant, Immanuel: ebd., 167.
55. 最上敏樹は、「(第一次大戦の) 連合国の戦時協力機構が、瞬間的にでも主権を『融合』するなど ある意味では《カント以上》であったのに対し、その後を襲った(国際) 連盟はおおむね《カント以下》だった、とも言える」とする。最上敏樹 『国際機構論』(第2版) 東京大学出版会 2006年 45頁。
56. ラセットは、カントはあたかもウィルソンの14項目の構想を先導したように見えたとする。(世界市民法、「平和連合」、商業精神(経済障壁の除去)など)。Russett, Bruce: *Grasping the Democratic Peace*, Princeton University Press, Princeton, 1993, 4.
57. 一例としてドイツ連邦共和国基本法第24条は、次のように規定している。「法律に基づき、国家間の制度に主権(Hoheitsrecht)を委譲することができる。連邦は、平和維持のために、相互的な集団安全保障のシステムに従う(einordnen)ことができ、この関連で主権の制限に同意する」
58. 1952年6月16日付け「岡崎書簡」(岡崎勝男外務大臣が発出した『国連への加盟申請および宣言』)の中で、「・・・日本国が、国際連合憲章に掲げられた義務をここに受諾し、且つ、日本国が国際連合の加盟国となる日から、その有する全ての手段をもって、この義務を遵奉することを約束する・・・」と宣言している。また1993年7月6日に日本政府が国連に、「我が国として安保理においてなし得る限りの責任を果たす用意がある」との意見書を出した際、閣議では日本国憲法の枠内であることを明確にするよう指摘が行われた上で了承され、武藤嘉文外相は同日の記者会見で、「なし得る限りの責任を果たす」云々は、憲法の枠内で責任を果たすという意味であることを説明、同様の説明が国連に対してもなされた。神余隆博著 『新国連論』 大阪大学出版会 1995年 51頁。
59. Kant, Immanuel: ebd., 179,180.
60. Ebd.,180.
61. Ebd.,172.
62. 以下ルッツ - バッハマンとハーバーマースの意見は、*Frieden durch Recht - Kants Friedensidee und das Problem einer neuen Weltordnung*, hrsg.v.M.Lutz-Bachmann und J.Bohmanに所収のKants Friedensidee und das recht-philosophische Konzept einer Weltpolitik と Kants Idee des ewigen Friedens - aus dem historischen Abstand von zweihundert Jahrenより、またヘッフェの意見はImmanuel Kant- *Zum ewigenFrieden* (hrsg.v.O.Höffe) 所収のVölkerbund oder Weltrepublikより引用。なおルッツ - バッハマンとヘッフェの意見については、筆者が2008年8月ドイツで行った両教授との意見交換の際の先方の発言を加味してある。
63. Höffe, Otfried: *Königlicher Völker - Zu Kants kosmopolitischer Rechts- und Friedenstheorie*, Suhrkamp, Frankfurt am Main,2001, 114,115.
64. Habermas, Jürgen: ebd., 9.
65. Kants Werk, Akademie Textausgabe VIII, *Über das Gemeinspruch;Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, 312,313.
66. Kant,Immanuel: *Zum ewigen Frieden*, Fischer Verlag,Frankfurt amMain, 2008. 184,185.
- 世界市民的世界に向けての展望
67. Kant,Immanuel: ebd., 169, 170.
68. Ebd., 170.
69. O.ヘッフェは、カントはプラトン以来の法・国家思想とストア派のコスモポリタニズムを結びつけたとする。Höffe, Otfried; *Königliche Völker - Zu Kants- und Friedenstheorie*, ebd., 165. ヘッフェはまた、カントの世界市民法の思想は、各国の市民法に代替するのではなく、補完するものであり、この点でヘーゲルの批判は当たっていないとする。ヘーゲルは同じく『法哲学の基礎 (Grundlinien der Philosophie des Rechts)』でカントの平和論を批判しているが、これはカントの政治哲学的な目測能力を見失った見方である、とコメントしている。Höffe, Otfried: ebd.,168.
70. Höffe, Otfried: ebd.,258.
71. M.ルッツ - バッハマン等編 前掲書 14頁および、Habermas, Jürgen: ebd.
72. 宮澤俊義は、「日本国憲法が・・・保障しようとする基本的人権は、人間が人間たることにもとづいて当然に享有すべきものであり、国家や、憲法に論理的に先立つものであるとされる。その結果として、基本的人権は、法律によっても侵すことができないばかりでなく、憲法改正によってすら侵すことができないものと解される」とする。宮澤 前掲書 195頁。

73. なおデリラは、カントは『人間愛からなら嘘についてもよいという誤った権利』において、「決して嘘についてはならない、たとえ人殺しに対しても」として、「第三確定条項」で「自分が立て、決定したもの（筆者注「歓待を受ける権利」、「訪問権」）の可能性そのものを、根本から破壊してしまう・・・」とする。J.デリラ著、廣瀬浩司訳『歓待について』産業図書 1999年、90～92頁。

まとめ

74. I.カント著、中山元訳『永遠平和のために/啓蒙とは何か他3編』光文社古典新訳文庫、2006年、337頁。
75. 中江兆民 前掲書 145～158頁。
76. 山根雄一郎 前掲書 180頁。

【参考文献】

- Arendt, Hannah: *Lectures on Kants Political Philosophy*, The University of Chicago Press, Chicago, 1992.
Höffe, Otfried: *Königliche Völker - Zu Kants kosmopolitischer Rechts- und Friedenstheorie*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 2001.
Höffe, Otfried hrsg.: *Immanuel Kant - Zum ewigen Frieden*, Akademie Verlag, Berlin, 2004.
Gerhardt, Volker: *Immanuel Kants Entwurf Zum Ewigen Frieden - Theorie der Politik*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 1995.
Kant, Immanuel: *Zum ewigen Frieden*, Fischer Verlag, Frankfurt am Main, 2008.
Kants Werke, Akademie Textausgabe VI, *Die Metaphisik der Sitten*, Walter de Gruyter & co., Berlin, 1968.
Kants Werke, Akademie Textausgabe VII, *Der Streit der Fakultäten u. a.*
Kants Werke, Akademie Textausgabe VIII, *Abhandlungen nach 1781*.
Kant, Immanuel: *Zum ewigen Frieden*, Reclam, Philipp Reclam Jun. Stuttgart, 2004.
Kühn, Manfred: *Kant - eine Biographie*, Deutsche Taschenbuch Verlag, München, 2007.
Lutz-Bachmann, Matthias und Bohman, James hrsg.: *Frieden durch Recht - Kants Friedensidee und das Problem einer neuen Weltordnung*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1996.

Russett, Bruce: *Grasping the Democratic Peace*, Princeton University Press, Princeton, New Jersey, 1993.

Russett, Bruce and Oneal John: *Triangulating Peace - Democracy, Interdependence, and International Organizations*, W.W. Norton & Company, Inc., New York, N. Y. 2001.

J. ボーマン + M. ルッツ - バッハマン編 紺野茂樹 + 田辺俊明 + 舟場保之訳『カントと永遠平和』未来社 2006年。

J. デリラ 広瀬浩司訳『歓待について』産業図書 1995年。

樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂著『憲法』青林書院 1994年。

グロティウス著 一又正雄訳『戦争と平和の法』第一巻～第三巻 巖松堂 1950年。

I. カント著 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫 2004年。

I. カント著 高坂正顕訳『永遠平和のために』一穂社 岩波文庫復刻版 2005年。

I. カント著 中山元訳『永遠平和のために・啓蒙とは何か他3篇』光文社文庫 2006年。

I. カント著 篠田英雄訳『啓蒙とは何か他四篇』岩波文庫 2007年（第57刷）

宮澤俊義著『日本国憲法』日本評論新社 1961年（14刷）

最上敏樹『国際機構論』第2版 東京大学出版会 2006年。

中江兆民著 桑原武夫・島田虎次訳・校注『三酔人経綸問答』岩波文庫 1965年。

小野原雅夫「平和の定言命法と平和実現のための仮言命法」『ドイツ哲学の意義と展望』日本カント研究7 日本カント協会編 理想社 2006年。

神余隆博著『新国連論』大阪大学出版会 1995年。

筒井若水著『違法の戦争・合法の戦争 国際法ではどう考える』朝日新聞社 2005年。

山内進『正しい戦争という思想』勁草書房 2006年。

山根雄一郎「平和の形而上学『永遠平和のために』の批判哲学的基底」坂部恵・佐藤康邦編『カント哲学のアクチュアリティ』ナカニシヤ書店 2008年。

山本草二編集代表『国際条約集』有斐閣 1995年。

イマヌエル・カントの政治哲学の現代的意義

山本草二著 『国際法 新版』 有斐閣 1995年。